

第7回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録（要旨）】

平成24年6月26日

企画政策推進室

日 時：平成24年6月26日（火） 10時00分～12時00分

場 所：姫路市役所 本庁舎 9階 902会議室

出席委員：新川会長、岩成副会長、相川委員、有馬委員、加茂委員、岸田委員、木谷委員、
玉田委員、藤浦委員、増尾委員、松本委員、三渡委員、森下委員、渡邊委員

姫路市：（事務局）内海市長公室長、岡山企画政策推進室長、寺尾市民参画部長、

名村企画政策推進室主幹 他3名

欠席者：1名（藤本委員）

傍聴者：0名

主な議事内容：姫路市自治基本条例の骨子案の審議について

姫路市自治基本条例の素々案について

【討議内容】

○ 開会あいさつ（要旨）

事務局（内海） 条例の骨子が出てきたところで、市議会議員の皆さんからの意見が活発になってきた。

一部の市民から賛否を問う催しを計画されるなど、新しい動きが出てきている。

加えて、懇話会の議論がどのようなものであるかについても関心が強くなっている。

スケジュールで示しているパブリック・コメント、タウンミーティングで市民の意見を聴きながら、市議会で意見を聴きながら進めていきたい。

○ 議事録への発言者名の公表の是非に関する審議

新川会長 審議に入る前に、事務局から、議事録で発言された委員名を公表することについて相談があるようである。

手元にある議事録のように、従来は各委員の個人名は出さない形で、「委員」としてそれぞれの発言内容を議事録に取りまとめていただいていたが、これについて相談ということのようである。

それでは、よろしく願いたい。

事務局（名村） 今、新川会長から概要をご説明いただいたところであるが、まず参考資料⑤をご覧ください。

この参考資料⑤は、第6回懇話会の会議録としてお配りしているものであるが、各懇話会の会議については、会議終了後、議事録（要旨）というものを取りまとめている。

これまでは、発言された委員の方の名前は特に表示しておらず、全て「委員」とのみ記載し、ホームページ等で公表していた。

先日、各委員がどのように発言をされたのかが分かるような形で、保存すべきではないかというご指摘を頂いた。

会議録の公表等に関しては、市全体で市政情報センターが業務を担当しており、そちらに確認したところ、公募委員が入っている会議では、会議録の発言者の名前の公表・非公表については、市としては特段の定めはなく、各会議で了承が得られた場合には、公表しても差し支えないという見解であった。

そこで、事務局としては、この懇話会は傍聴も認めている公開の会議であることから、今回から発言された委員名を議事録に表示する形で、公表してはどうかと考えている。

この件について委員の皆様の考えをお伺いしたい。

なお、参考までに、他都市の事例では、発言者の名前を会議録の中で公表している都市もあれば、公表していないところもあり、その取扱いは様々である。

- 新川会長 審議の状況をより正確に把握をしたいということで、各委員の発言の際の個々の名前を議事録に掲載していただきたいという要望があったということである。
この件につきまして、どう取り計らうか。
- 三渡委員 前回の議事録には、もう名前は載せないのか。
今日からということになるのか。
- 新川会長 前回までは載せないという約束で進めていた。
- 森下委員 最初に名前を出さないという決定は、どのような経緯で決められたのか。
決めてなかったのではなかったか。
- 新川会長 第1回の委員全員がいる前で決定済みである。
- 事務局（岡山） 第1回の時に、この会議が傍聴を認めること、また議事録を公表することというのは決定させていただいた。
一方で、議事録をどういう形で出すかということについては、諮らせていただいていたのではなかった。
なぜ発言者名を非公表という形にしていたかということ、本市における他の会議の議事録では、基本的に公開していないからである。
今回、発言者名を公開して、より議事の流れが明確に分かるようにすべきではないかという指摘があり、業務を所管する市政情報センターに確認したところ、会議における了承が得られれば、公開しても差し支えないとのことだったので、今回お諮りさせていただいた。
- 増尾委員 私の場合は、いつも公開されているので、全く問題ない。
公開してほしいという要望はたった1件だけだったのか。
- 事務局（岡山） 複数の方から意見を頂いている。
- 新川会長 我々としては、特に隠す必要はなく、当初から従来の方針どおりということで、各委員の名前は最初の段階では出さない形で議事録を作ってきたところだが、これについて今回から名前が入った議事録を作成させていただくということによいか。
- 相川委員 委員の確認を得た後に行うということによいか。
- 事務局（岡山） これまでも委員の皆様にご確認いただいた後に、ホームページで公表等していたので、委員にご確認前のものについて公表することはない。
- 森下委員 他の懇話会はどうか。
例えば、行革などでは議事録が出されていると思うが、それは全部公表されているのか。

事務局（内海） 取扱いはバラバラである。

森下委員 そうであろう。
特に自治基本条例についてのみ希望が出ているのかと思っているが、他も全部おしなべて公表すべきであるという観点から、言われているのか。

事務局（内海） 自治基本条例の懇話会に関してのやり取りの中で希望があった。したがって、他におしなべてということではないとは考えている。

森下委員 よく分からない。
やるのであれば、自由にやるべきだとは思っている。

増尾委員 私も市会議員の方と県会議員の方に聞いたが、やはり一番心配されているのは政治的な発言であり、それが気になるのではないかと思っている。
「市民」という捉え方が、参政権につながるのではないかというのを結構気にされている。
その辺の発言が、記録に残っているかどうかというのを見たいということではないか。
想像できるのはその点だけである。
それ以外は、誰が何を言おうと関係ないはずである。

三渡委員 初めから発言者名を公表していれば良かったと思う。

新川会長 ただ、最初の議事録の作り方が、市の作り方を踏襲するということでスタートをしてしまったので、ない形でやってしまった。

いくつかのこのような審議会では、やはり個人情報やあるいは委員の方の発言のしやすさという観点で、配慮をされてきた経緯もあるかと思うが、当懇話会ではそのような問題はないかと思うので、委員の方々さえよければ、公表させていただければと思うが、いかがか。

（一同異議なし）

それでは、名前を出すということで、決定をさせていただく。
引き続き、参考資料等について事務局から説明をお願いしたい。

○ 参考資料説明

今後のスケジュール及び前回の懇話会において各委員から要望のあった事項や市議会での質問答弁等について、各委員に事前配布した下記の資料を用いて説明。

- 参考資料 ① 姫路市自治基本条例 検討スケジュール
② 第6回姫路市自治基本条例検討懇話会 まとめ
③ 自治基本条例にかかる市議会での質問答弁等
④ 広報ひめじにおける自治基本条例の連載記事
⑤ 第6回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録（要旨）】

また、9月2日に市職員や「自治基本条例を反対する市民の会」の方を呼んで、シンポジウムの開催を考えられている団体があることも報告。

新川会長 　　ただ今の説明について何か質問、意見があれば、頂きたいと思うが
いかがか。

（一同意見なし）

それでは、また疑問な点等があれば、戻るということで、まず本日の審議項目に話を進めさせていただきたい。

今日は前回に議論いただいた姫路市自治基本条例の骨子案の審議ということで、審議をいただきたいと思っている。

事務局の方から資料1、骨子（素案）の説明をお願いしたい。

○ 審議

事務局から、下記の資料を用い、前回の懇話会で指摘いただいた点や庁内での検討を踏まえて修正した骨子案について一通り説明し、委員からの意見を頂く形で進行。

- 資料1 姫路市自治基本条例 骨子（素案）
資料2 第6回自治基本条例検討懇話会での意見への対応方針
資料3 庁内の検討を踏まえた修正事項等

新川会長 　　ただ今事務局からあった説明に対し、各委員から意見を頂き、さら
に必要な修正を加えていければと思っているが、いかがか。

藤浦委員 　　第3章、第4章の順序についてであるが、私も前回発言し、姿勢を示
すというようなことで議論をしたが、今回の事務局の説明で筋が通っ
ていると思う部分もあり、このような姿勢でされるということは、そ
れなりに1つの考え方であると理解した。

相川委員

まちづくり活動と地域コミュニティ活動の部分であるが、前文の修正については、私が前回意見を申し上げた対応になっていない。

まちづくりというのは、今ご説明いただいたように、住みよい地域社会をつくるために取り組む活動である。この条例の中では、「姫路市内」の活動だと言ってもよい。

前回申し上げたのは、NPOとかボランティア活動の中には必ずしも姫路市内ではないものもあるので、その多様性に留意した書きぶりにする、ということだ。

例えばアフリカの子どもたちの支援等の活動は大切ではあるが、直接、姫路のまちづくりとは結びつかない。

地域コミュニティ活動は99%まちづくりであろうし、NPOの活動も半分くらいは姫路のまちづくりかもしれないが、全部がそうであると位置付けるのはまずいという指摘であった。

今回の修正案は、地域コミュニティ活動、NPO活動、ボランティア活動の3つに関してまちづくりを担う要素を持つこととされているので、あまり変わっていない。

これでは、まちづくりを担う要素を持たない活動は駄目だ、みたいな感じにとられてしまう。

資料1の5ページの「市民の責務」②は「地域の活性化に資する活動に努める」ことになっているので、この表現であれば、拡大解釈すると、例えばアフリカの子どもたちのために寄付をするような市民がたくさんいれば地域の活性化につながる、という風に読み替えることができる。

要するに、まちづくりというと、空間的に縛られることを考えて、もう一度再修正または再定義をしていただきたい。

色々な活動があってもよいはずなのに、NPOやボランティアは全部姫路市内で活動しないとイケないという風に読みとられるのがまずいだろうということを申し上げている。

新川会長

まちづくりといった時に、これも定義の問題ではあるが、どうしても地域の空間的に限定をされた範囲での活動ということに理解がされやすくなってしまうということがある。

どうしてもそれを担う団体ということになると、そういう活動をしてないところは駄目なので、そういう話になるとまずい。

姫路市に本拠があっても兵庫県全域で一生懸命活動をしておられるようなところはどうするのか。そのような団体にも頑張ってもらおうと、地域の人たちも一緒に元気になってくるのではないかと、という意見であった。

そういった観点から、誤解を招かないような記述にさせていただいてはどうかというのが意見かと思う。

この辺り、言葉の定義の範囲の問題ではあるかと思うが、ご趣旨を少し汲んでいただき、もう少し誤解を招かないような表現があれば探していただきたい。

事務局（岡山） 前回の意見を誤って受け止めてしまっており、お詫び申し上げます。
確認させていただきたいのは、資料2の2ページの3の【意見の内容】
としての1点目の記述自体も誤りであるということになるのか。

相川委員 いえ、そうではない。
まちづくり活動の中には、色々あるという風な整理で問題ない。
ただ、今回直していただいた前文は、3つの活動はまちづくりを担う
要素を持つ、ということになっているので誤解を生む。

事務局（岡山） 前文では「担う要素を持つ」と書いているので、当然空間的な話で
あれば、姫路市内のまちづくりを担う要素もあり、それ以外も、担う
要素があるということを意図している。
だから、当然、「NPO活動＝まちづくり活動」というものではなく
て、その担う要素、一部の要素があるという意味だったのだが、そこ
が違うということか。

相川委員 分かりにくい。
まちづくり活動の中には、こういう3つがあると言った方が素直に頭
に入る。

増尾委員 私は事業者であり、事業者と同じような書き方しか想像できないが、
それ以外に何かあるのか。
例えば、私の事業は大阪でも行っているが、姫路に本店が所在する
限り、まちづくりに努めることという形になっている。
したがって、NPOもボランティア活動も地域コミュニティ活動も同
じような位置付けになってしまい、結果、どこで活動していようと、
姫路のまちづくりに努めることという風な表現しかできなくなってしまう
のではないかと思うが。

相川委員 この条例におけるまちづくりの定義は、住みよい地域社会をつくる
ために取り組む活動となっていて、空間的な市域をイメージさせる定
義になっている。
さっきも言ったように、市民の責務のところでは、「地域の活性化
に資する活動」となっているので、これは姫路市という空間を意識せ
ず、例えばアフリカに対する寄付をする市民がたくさんいるというの
は地域の活性化と読みとることができる。
ただ、前文の部分は全部の市民活動が、いわゆる空間域を対象とす
るまちづくりに資するみたいな感じになってしまうので、抵抗を持つ
人もいるのではないかということ。
特に、NPOは空間域にこだわらない活動をするところもあるので、
「全部まちづくりに資する」としてしまうと抵抗を持つところがある
かもしれない。

増尾委員 それは分かっているが、そうであれば規定する必要もなくなってし
まうようにも思える。

例えばアフリカの子どもたちのために活動している団体も、姫路にいる限りは、100%外向きではなくて、まちづくりにやはり何らかの形で協力はしていただきたいと思うのである。

やはり、姫路市で活動する拠点がある以上、その責務は有するという風に考えられる。そうであれば、細かく地域の活性化に資するとか、そこまで書かず、事業者と同じように、流してしまうしかないように思う。

細かく規定すればするほど、反発が出てくるのではないか。

相川委員

それはまた全然別の考え方である。

そのように言われる方が多数派ということならば構わないが、これは、自治基本条例であり、また姫路市の条例である。

NPOやボランティアというのは行政からの独立が原則なので、行政の条例で、姫路市にいる限りはやるべきであるというようなことを書く、というのはおかしいのではないか。

増尾委員

「まちづくりに努めること」という責務を与えることも駄目ということなのか。それもきつい規定になるのではないか。

相川委員

いえ、「地域の活性化に資する活動に努めること」であれば、別に姫路市のために勤労奉仕しなくても、何か独自の活動をやっており、それが公共性を生む市民を生み出していると解釈できるので、大丈夫だと思っている。

つまり、姫路市内に籍を置いている団体全てに姫路の地域活動に参加せよ、ということまで含めた規定にするというのは、かなり思い切った政治判断だということだ。

増尾委員

「地域の活性化に資する活動に努めること」というこの文章自体が問題なのか。

相川委員

いや、これは大丈夫だと思う。

ただ、増尾委員が言われたのは、姫路に在籍しているならば姫路のまちづくりに参加すべきだという規定を置く意見だったので、それはかなり反発が出ると思う。

増尾委員

そうであれば、例えばどういう風に変えたらいいのかという理想形というのを提案いただきたい。

相川委員

「地域の活性化に資する活動に努めること」というのは努力義務であり、空間的なまちづくりではなく地域の活性化である。したがって、自分のNPOが掲げているミッションが地域を活性化しているというように捉えることができるので、これは問題ない。

ただ、前文で、NPO活動とかボランティア活動、それらは姫路市内のまちづくりを担う要素を持つこととしてしまうと、空間的な活動をしていない団体にはきついのではないかという話である。

具体例でいうと、前文のところで、「姫路のまちづくり活動は大事で、そこには例えばこんな団体がある」という列記であれば、全然構わない。

新川会長

相川委員が引っ張っておられるのは、「コミュニティ活動、NPO活動、ボランティア活動というのはまちづくりを担う」と規定をされているということについて、これではボランティアやNPOの活動の本質を取り違えてしまうということが、ご指摘を頂いた点である。

ただ、これもまちづくりという言い方を、市内の特定の地域、空間というのを限定して、そこでの活動という風に捉えればそれまでであるが、まちづくりというのを、もう少し幅広く、色んな市民の活動を、それ自体を、まちづくりと考えるようになりますので、ここは理解の仕方、捉え方次第という風に申し上げておきたいと思う。

もちろん、姫路市で拠点を置いて、ボランティアの活動やNPOの活動等をしておられる方々、それは市民の活動が活発化されているという意味では、直接地域に貢献をしなくとも、それはやはり姫路市の活力になっていることは間違いない。

そのような観点で、こうした活動も活発にやってくださいという趣旨で理解するのか、あるいは、もっと直接姫路市に貢献をせよという風に書いてしまうのか、ここはご議論があることだろうと思っている。

そこまで規定する必要はないかもしれないが、今のような議論もあるということ踏まえて表現について、もう少し精査をしていただければと思うが、いかがか。

玉田委員

確かに、自治会等による地域コミュニティ活動というのは、もともと自治会の組織自体が、まちづくりを活動の大きな目的としているので、この点については皆、誤解はないと思っている。

ただし、NPO活動やボランティア活動というのは、活動範囲が多岐にわたっている。

懇話会委員は、まちづくり活動という、福祉、子育て支援、高齢者福祉の問題等も含めてのまちづくりってということだという認識は持っておられることと思うが、一般的にまちづくりと言った時に思い浮かぶ言葉というのは、やはり空間のハード面の整備でのまちづくり、それともう1つは、地域の活性化をするNPO法人もしくはボランティア団体、NPOの方々というイメージを持ちやすいということがあると思う。

特にNPO法人については、NPO法の中で、20の活動分野があり、その中に「まちづくりの推進を図る活動」というのが1つの分野として挙げられている。

要するに、福祉系の団体で、定款にそれを謳っていない場合は、まちづくり活動というのは、基本的にはしていない団体ということに捉えられている。

そういった意味で、相川委員は、まちづくりを担う要素を持つという風に言うてしまうのは、まちづくりを謳っていない団体は、駄目なの

かという風になるのではないかということかと思う。

資料2の【意見の内容】としては、相川委員の趣旨は合っていると思うが、それが、前文④の修正に反映されていないということだろうと思うがその理解でよいか。

相川委員 そのとおりである。

玉田委員 したがって、それをどのように修正をするのかについて、相川委員が言われているのは、この前文の文章としてよいかというのは別問題になるが、例えばまちづくりを担う要素を持つ団体の中にこれがあるというような言い方がよいと思っている。

まちづくりの定義自体は、解説書の中で行うという事務局の回答だったかと思うが、条文を読むときに、必ず解説書を横に置いて読む人が何人いるか分からないが、まちづくりの内容が理解しづらいのではないかと感じている。

懇話会の委員同士で、そういうことかと合議をした上で話をするのと、市民向けに出した時には違う話として進んでいきがちになるのではないかとも思っている。

木谷委員 前文の④のコミュニティやNPO、ボランティア、そういったものは、一応定義では「市民」に含まれているので、あえてここで④が必要なのかどうか。

それであれば事業者もここに抜け落ちているのではないかとも思えるので、その辺りはどのように考えているのか。

新川会長 事業者については、資料1の5ページ、市民の責務の中に事業者にもまちづくりに努めることという責務はあるが、前文のところには、事業者という表現はなかったと思う。これは、事務局の方から何か分かっているところがあれば、お願いしたい。

事務局（岡山） 事業者がここにはない理由としては、もともと市民がまちづくりの主体であることということを経験することを前文の③で記載している。

市民と書いてあれば、定義上、事業者も市民の中に含まれるが、イメージとしては、前文③の市民というのは、前文を読んでいる一人ひとりを意識している。

一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚したとして、実際に何をするのかといった場合に、どういう活動があるのかということを経験④で例示したいと考えていた。

したがって、事業者、企業の社会的責任、CSRのような活動については、前文では記載を割愛させていただいていた。

相川委員、玉田委員のご指摘を踏まえて、仮に「まちづくりを担う活動の中には」という形で、色々な活動を例示していくのであれば、当然、事業者の社会的責任活動も入れる必要があると思っている。

新川会長 むしろ、そのように整理をしていただいた方が、すっきりすると思うが、まちづくりを担う活動の中には、自治会のようなコミュニティ活動云々、そして事業者の活動というのもそれぞれ重要な貢献をしてくださるという風に定義していただくと非常に理解がしやすいと思うが、いかがか。

事務局（岡山） 確認をさせていただきたいが、まちづくりを担う活動の中には、○活動、○○活動と規定したとすると、この「中には」と書くことで、NPO活動という観点から見ると、100%まちづくり活動をやっていないところもあるから適切だと思う。

一方で、自治会活動は100%まちづくり活動とも言えるため、「中には」と規定した場合、NPO活動の立場から見ると、それで間違いはないが、自治会のような地域コミュニティ活動の立場から見ると、「それはどうか」というようなことにもなるのではないかと思う。その場合、どのように規定をすればよいか悩ましい。

新川会長 そこは、むしろ切り分けて議論していただいても構わない。
自治会活動というのはまちづくりの活動を担う要素が大きいという表現と、それから、またその他にもまちづくり活動の中には云々という風に、ボランティア等々を位置付けていただくようなやり方でもいかと思うが、そこは定義の問題である。

それから、自治会、町内会が100%まちづくり活動かということには議論が必要かと思っている。

岩成副会長 この件については、NPO法人やボランティア活動という団体名や活動名を入れるから、今の話のような問題が出てくるのだと思う。

自治会の現在の取り組みは、行政と協働してやっているものである。

NPO法人は1つの専門的な団体であるので、自治会に入ってきてポイントポイントを、教えていただいたら一番ありがたいと思う。

事務局（岡山） 会長が言われた方法で、地域コミュニティ活動とNPO活動、ボランティア活動を切り分ける形で規定したい。

新川会長 姫路市の場合、やはりこの自治会、コミュニティ活動というのが非常に大きなウェイトを占めているので、ここは前文のところできちんと掲げておくというのがよいかと思う。

また、それ以外の各種活動、ボランティア、各種団体、NPO等、それについてはそれぞれに社会貢献をしていただき、事業者の方々も同様に社会貢献をしていただくといったような、そういう前文の趣旨で市民の自治と主体、自覚をして行動をしていただくというような全体の趣旨に沿わせて協力していただければと思うが、それでよいか。

渡邊委員 前文④の修正例として、「自治会等々の活動は、まちづくりにつながり、担う要素を持つこと」というような形にするのはいかがか。

新川会長

このようなご提案も頂いた。

まちづくりという言葉のイメージやあるいはそれぞれの団体の規定や活動の属性によって違いがあるということについては、懇話会の皆様の共通のご理解をいただいたかと思っているので、それに従ってさまざまなご提案を頂いた。

それを整理する形で、誤解の少ない表現を工夫していただくということで、この点はまた見させていただければと思う。

また、パブリック・コメント等々を踏まえて改めて、その後にご議論を重ねていただければという風にも思う。

今の点の話もまだまだ議論があると思うが、中間的には今のようなまとめをさせていただく。

その他、いかがか。

三渡委員

市民の定義について、前回色々と質問や意見をさせていただき、それに対してご回答いただいたので、基本的にはよいと思っているが、1つだけ教えていただきたい。

資料2の1ページの一番下から3行目の、「かえって分かりにくくなると考えられる」という理由を、説明いただきたい。

事務局（岡山）

骨子の中で、「市民等は」と主語で始まる規定があった場合に、この「等」の中に何が含まれているのだろうかということ、その都度考えていかなければならないのではないかと考えた。

そういう意味で「市民」と先に括弧を作っておいた方が、分かりやすいのではないかと、文章を読む上で、「分かりやすい」、「分かりにくい」という意味である。

三渡委員

要するに、都度、いちいち定義に戻って、その2つの分け方を、毎回確認しなければならないので、という意味合いでよいか。

事務局（岡山）

そうである。

三渡委員

了解した。

全体的には意見をさせていただいたが、これでよいかと思っている。

新川会長

「市民等」というのは、やはりどの範囲がどこまで入るのかということ、をいちいち考えていくというのは、配慮がなく分かりにくいということで、あらかじめ定義した市民の定義で考えていこうということで、姫路市は規定をされたということである。

もちろん、前回、議論があったように、選挙権を持つ市民、公職選挙法上の市民、それから住民である住居をもつ市民、それ以外の市民という色んな分け方あるということで議論いただいたが、まずは、骨子案においては幅広く「市民」ということを捉え、対象を限定することとなった場合には、別途改めて定義しようというのが、本市の考え方という風にご理解いただきたい。

- 藤浦委員 今日で7回目を迎え、随分審議を重ねてきて、骨子（素案）ということで、大まかには、大体このような方向に行くのかなと個人的には思っており、あとは細かい表現のレベルに来ているものと思っている。
資料1の10ページの2参画、(2)の「市民意見の聴取」で、言葉が見出しでは「聴取」となっているが、骨子の1番下の行は「市民意見の把握に努める」ということで、「聴取」と「把握」という2つの言葉を使っていることの意味を教えてください。
- 事務局（岡山） 結論から申し上げますと、市民意見の「把握」というのは、「聴取」に変えさせていただきたい。
というのも、初めは「市は市民から広く意見を募る」と規定していたが、主語には議会を含めることとしたため、議会基本条例に合わせて、「把握」に変更した。
しかしながら、その後、この文章の主語から議会が落ち、本来ならばその時点で「市民意見の把握」というところも「聴取」に変更する必要があったのだが、それが漏れていたのである。
藤浦委員には、ご指摘いただきお礼申し上げます。
- 新川会長 「聴取」で揃えるということのようである。
その他、いかがか。
- 加茂委員 資料1の5ページ「市民の定義」②について、これは、地域コミュニティ活動の前に「自治会等による」は、入れなくてもよいのか。
- 事務局（岡山） 前文の中では、特に地域コミュニティ活動とは何かということで、自治会や婦人会や老人会等の活動という意味の例示を挙げさせていただいたものである。
別にもう一度改めて同じことを書く必要はないのではないかと考え、ここでは書いていなかった。
確かに委員がおっしゃられるように、分かりにくいというのであれば、「自治会等による」のように足した方がよいと思う。
- 新川会長 内容としては含まれているということで理解しているということである。
- 加茂委員 それは自治会の活動が含まれているというのは理解できるが、ここをパッと見たときに、地域コミュニティ活動と見て、どういうイメージをされるだろうかということをおもったのである。
コミュニティ活動（自治会など）という形で書かれると、なるほどとなるのではないか。
- 事務局（岡山） 前文と同じように、例示させていただきたい。
- 岸田委員 資料1、5ページの「議会」のところで、この自治基本条例の中で市

民を定義した時に、議会としても、議会基本条例に基づき役割と責務を果たすということであった。

その中で、市民の意見を把握するなど、議員の責務としてあるように「市民の信頼に応える」となった時に、ここでいう市民は、議会の責任を考えれば、住民でもよいのではないかと思う。

新川会長 この点は、以前にも説明があったが、議会基本条例でも今回の我々が考えている広い範囲で捉える市民と同じではなかったか。

事務局（内海） 議会基本条例では、市民の定義はしていない。
ただ、パブリック・コメントにかけられた際に、その時の回答で、自治基本条例と同じ範疇、同じ定義を回答している。
それから、文言自体も議会基本条例でも「市民」という言い方をしており、表現としてはこれを使われているので、合わせている。

岸田委員 議会の中でも、市民という定義を、市内で事業を行っておられるとか、住民でなくてもよいというところまで、想定されているのだろうか。

事務局（内海） 形として議会基本条例はそうなっているが、議員個々の意見としては、分かれておられるのではないか。
住民に限るべきだというご意見もあるが、市民という表現がこのような形で落ち着いているのに納得されている方もおられる。

新川会長 ただ、一応公式には、我々と同じ範疇という風に理解をした方がよいかと思う。

その他、いかがか。

事務局（内海） 議会の話が出たのでご報告したい。
議事録については、今日から発言者の名前、書かせていただくということで、了解いただいたところであるが、議会で対応する中で、遡って議事録を提示した時に、これは誰が発言されているのかということを知りたいと、言われる場合がある。

本日の、ご発言を聞かせていただくと、前から書いてもらっていてもよかったなどというご意見もあったが、議員から要望があれば言っただけでも良いというような答えを頂いていると、行政として、議会における審議の助けにはなるかとは思っている。

実際に議会の方からそのような要求が、議会として、組織としてあるかどうかというのは疑問であるが、審議の過程で重要な発言、この部分が重要な発言だというようなことでどうしても審議上必要だということもあり得るので、そういうケースについて対応させていただいていかどうかということである。

正直なところ、既に議員から、これは誰かというのは、聞かれてい

る。

それは、今までのルールで発言者については、お知らせしないという形でやっているの、ということでは回答している。

新川会長

個人情報保護という観点から、どう処理をするのか非常に微妙な、難しい問題があるかと思う。

当懇話会として今日、これからの議論というのは、もう既に名前を出させていただくということで、決めさせていただいたので、これは全く問題はないと思うが、過去のものについては、これまでの議事録の雛型に基づいてご発言をいただいているので、名前が出ないという前提で議論をしていた方も、いらっしゃるかもしれない。

その権利保護をどうするかという問題にぶつかってしまった。

もちろん、いや積極的に出してほしいという方もいらっしゃるかと思うが、ここは、非常に微妙な権利問題に関わるということになる。

もちろん、この会議自体はもともと公開の会議であるので、あまり秘密にしても意味はないと言え意味はないが、文書の形になると少し印象が違うという方もいらっしゃるかもしれない。

さて、どう取り扱うか。

森下委員

今日から以降、名前を出すということについては、先ほど賛成が得られたので、特に問題ないと思っている。

これまでの分を遡ってどうするのかと、もし聞かれたらどうするのかというのは、それは既に決められた内容に従っていただいたらいい話であって、特に調べ回って名前を無理に出すように持って行くというところまでは必要ないのではないか。

なぜならば、いわゆる会合にはそれなりのルールと言うのか、規定が当初からあるわけである。

公開を原則ということで、傍聴者を募集してそれを全部受け入れておられるわけで、その辺りで制限はしていない。

しかし、議事録に名前を出すということについては、会として、一応踏襲された部分があるのだから、それを途中から、どこかに言われたから出すというのは、私はないと思っている。内容の如何にかかわらず、既に決まったことであるから、それは守りたい。

事務局（内海）

今後、市議会に上程していくという中で、総務委員会のほか、冒頭のあいさつの中でも申し上げたように、色んな議論が出てくるので、この辺りを予備的に確認させていただきたかったのである。

森下委員

確認されることを、問題であると思っている。

事務局（内海）

そこは、市と議会との中で条例審議であるので、議会からの意見も色んな形で出されると思っている。

それでは、冒頭に決めたルールでやらさせていただくということで、説明をさせていただく。

新川会長 懇話会としても色々意見があろうかと思うが、やはりこれまでに決めてきたこととを、尊重をしていただきたいということだろうと思っている。

もちろん、今日以降については、先ほどお決めいただいたとおり公表とさせていただきます。

木谷委員 議会のところであるが、議会の責務と議員の責務の両方とも語尾が「行うよう努めること」という努力目標的な表現になっている。

市長等と職員の責務は全て「すること」と言い切っており、その辺りのニュアンスの違いというか、使い分けをお伺いしたい。

新川会長 事務局の配慮としては、議会は議会基本条例を制定されていることから、議会は議会で独立してきちんとやっていただきたいという、その思いで恐らく努力規定になっているのかと思うが、事務局に回答をお願いしたい。

事務局（岡山） 議会基本条例の第3条で、6つの基本方針が定められているが、そのうち3つを紹介させていただくと、まず1つ目、「市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること」、2つ目が、「市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること」、3つ目が「市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること」となっており、「努める」規定になっているので、これを踏まえて齟齬がないように、規定させていただいている。

岩成副会長 発言者の名前を出していいのか悪いのかその辺りは、委員の皆様には負担がかからないようにだけお願いしたい。

その点は、事務局はどう考えているのか。

（藤浦委員退席）

事務局（内海） 議会では、意見が活発化しているが、その際には、この骨子案に至るまでの懇話会における意見がこうであるということ、議事録も示しており、これからもそのようにするつもりである。

これまでの分は、懇話会としての意見であるということで、特定の個人に広がりがないようには配慮しつつ、対応したいと考えている。

岩成副会長 その点は、守っていただきたい。

事務局（内海） もう1点、議会の総務委員会には、自治基本条例をぜひ、十分検討、審議したいという議員さんが何人かおられ、例えば、議会の総務委員会として、懇話会委員と意見交換をしたいというような方針が出される可能性もある。

その辺りは、これからだと私も思っている。

相川委員 他都市の参考事例を紹介する。

私は、西脇でも自治基本条例の検討委員会をやっているが、地元で危険な条例だというような意見が出たので、2回ほど、委員と議員との意見交換会を持った。

そこで誤解を解いて、議会改革の取り組みについても聞かせてもらって、お互いに両輪でやっていこう、という関係をつくることができた。

市側が、情報提供をすると、事前協議になる恐れがあるが、懇話会と市民代表の議会が話し合うというのは、何の問題もない。

必要であれば、意見交換をやってみてはどうか。

新川会長

必要があれば、議員の方と当懇話会として公の場で議論をさせていただくということはあっていいかと思っており、色々な意見を当然議会は持たれていると思うので、ぜひお互いに理解を深める、そういう機会を設けられれば、結構かと思っています。

そこは会長としても、また恐らく懇話会の各委員も共通してそれを考えておられると思うので、事務局もまた、必要があれば、言っていただければと思う。

事務局（岡山）

事務局から、1点あり、先ほど、前文の④の部分の規定ぶりをどうするかというところで、相川委員、玉田委員、渡邊委員から意見頂き、また新川会長から方向性をお示しいただいたが、それを踏まえて、粗々ではあるが、案を3つ作らせていただいた。

というのも、7月14日からタウンミーティング等を開催する関係で、本日ここである程度、骨子案の方向性を決めさせていただいた上で、最終的に市長に諮りたいと思っている。

まず、1つ目は、渡邊委員がおっしゃっていたもので、「自治会等による地域コミュニティ活動・NPO活動・ボランティア活動・事業者による社会的責任活動は、まちづくりにつながり、担う要素を持つこと。」

2つ目の案としては、相川委員の前の意見を踏まえ、かつ、事業者を入れたものであり、「まちづくりを担う活動の中には、自治会等による地域コミュニティ活動・NPO活動・ボランティア活動・事業者による社会的責任活動があること」

3つ目としては、地域コミュニティ活動とそれ以外の活動を分ける書きぶりであるが、「自治会等による地域コミュニティ活動は、まちづくりを担うものであり、また、まちづくりを担う活動の中には、NPO活動・ボランティア活動・事業者による社会的責任活動があること」という形で簡単に作らせていただいた。

新川会長がおっしゃられた、分ける方向性になると、第3案になると思うが、「地域コミュニティ活動はまちづくりを担うものであり」と断言してしまっているの、先ほどの意見から果たしてこれでいいのかどうかとも思っている。その点、この3案以外のものを含めて、ご意見を頂きたい。

相川委員 第2案で、まちづくりを担う活動の中には、自治会等による地域コミュニティ活動「をはじめ、」NPO活動・ボランティア活動・事業者による・・・という形で、少し重みをつける文言を地域コミュニティ活動のところに入れ、あとのNPO団体等に関しては、「中には」に係っていくという形で、やってもやらなくてもいいというイメージが入るかと思う。

社会的責任活動という言葉がいいかどうか分からないが。

新川会長 社会貢献という言い方もある。

事務局（岡山） 第2章のところで、「社会的責任を認識し、まちづくりに努めること」というところの「社会的責任」を引用したものである。
会長ご指摘のとおり、社会貢献にする。

新川会長 今の相川委員の第2案修正案で良いかと思うが、他にご意見があれば頂きたいが、いかがか。

（一同意見なし）

そろそろ、取りまとめをさせていただきたいと思うが、今ご議論いただいた前文の④については、第2案を中心に、少し修正案を考えさせていただくということによろしいか。

（一同異議なし）

その他、骨子案の中で、5ページ目の、第2章、市民・議会・市長等のところ、特に市民の責務についての②のところ、もう少し分かりやすくということで、説明を加えさせていただいた。

それから、10ページ目の第4章の参画の(2)「市民意見の聴取」において、これは言葉を揃えるということで、ご意見を頂いたかと思う。

その他の文言の整理は若干させていただく必要があるかもしれないが、おおよそ、本日のところ、今修正させていただいたのをベースに、パブリック・コメントの前に事務局が市長に諮る案を調整させていただくということによいか。

（一同異議なし）

それでは、骨子案につきましては、以上にさせていただき、もう一つ、姫路市自治基本条例の素々案というのがあり、資料の4基本条例の素々案について、事務局の方からご説明をしていただきたい。

事務局から、資料4 姫路市自治基本条例（素々案）について、現骨子案を基に条文としてのイメージとして見ていただくために作成したものであることを説明。

具体的な審議は、次回に解説書の案も一緒に示して行うことを伝達。

新川会長 今日のところは、素々案の内容について、詳しく説明するという
ことではなくて、まずはこういうものを作っているということで、ご覧
いただきたいということであった。

今後、先ほどの骨子案のパブリック・コメントをする間に、解説を
作成し、その解説の案とともに素々案を当懇話会で議論をいただき、
そんな段取りを考えておられるとのことであった。

今の段階でも、質問や意見があればお願いしたい。

(一同意見なし)

むしろ今日の骨子に基づいた場合にはこのような条文になるという
ことで、一度ご検討をいただき、じっくり睨みつけていただければと
思う。

ただ、条文の形だけでは、やはり分かりにくいので、先ほど申し上
げたように解説の案と、併せて見ていただく方向で進めたいと思う。

そのような方向で進めさせていただくということによいか。

(一同異議なし)

本日は条例の素々案については、次回改めて議論をさせていただく
ということで、特にこれ以上ご議論しないということにさせていただ
きたい。

○ 連絡事項

新川会長 予定の時間がそろそろ迫ってきているので、最後に事務局から次回
以降の予定等について、ご説明をお願いしたい。

事務局（岡山） その前に岩成副会長から、ご発言したいと聞いている。

岩成副会長 事務局から初めにお話しもあったように、姫路市民が自治基本条例
に関心を持つようになってきており、今後パブリック・コメントやタ
ウンミーティングを進めていくことになるが、これらの取り組みだけ
では、市民全体に自治基本条例のことを伝えることができないとい
うような問題が上がってきており、相談を受けている。

そういった中で、私個人のところに、9月2日のシンポジウム開催の
チラシ等を、持ってこられたりもしている。

このように、一市民としてということ相談に来られるのだが、や
はり地域のことを分かっているのは自治会長である。

そういうことで、自治会長に認識してもらう必要があるのではない
かということで、連自治会としては、この7月10日に第1回目の役員
会を開き、自治基本条例について勉強会をしようということが決まっ

ている。

そこで、委員の皆様から頂いた貴重な意見も参考に出ささせていただこうと思っている。遅まきながらになるが、そのような取り組みを行うのでご了承願いたい。

新川会長

今、副会長から自治会の母体としても非常に素晴らしい取り組みを始めたいということで、お話をいただいた。

私も聞いていて、本当に心強いことである。

市民の皆様にも、自治基本条例のことを本当によく理解していただくということのためにも、まずは自治会の役員の皆様にも、広くまちづくりを広げていくという観点から、この自治基本条例についてご理解いただきたいという非常に貴重な機会、大切な機会だということであるので、当懇話会としても、できる限りのご協力できればという風に思っており、事務局においても、十分に配慮いただきたいと思う。

副会長には、大変ご重責ではあるが、よろしく願いたい。

もちろん、これに限らず、この後、市が行うタウンミーティングやパブリック・コメント、それらに限らず、色んな機会にぜひ、事務局にお問い合わせをいただいたり、あるいは、事務局を活用し、それぞれの場面で皆様のところでもこの条例についての議論というもの、しっかりと深めていただければという風に思っている。

それでは、今大変素晴らしい試みについてのお話をいただいたが、ぜひ皆様の協力をお願いしたい。

委員の皆様から何か発言があればお願いしたい。

(一同意見なし)

それでは、少し順序が逆になったが、事務局の方から事務連絡をお願いしたい。

事務局（岡山）

委員の皆様には、本日は長時間にわたり、熱心にご審議いただき感謝している。

本日頂戴した意見については、庁内での検討内容に反映させていきたいと考えている。

次回以降のスケジュール調整についてであるが、次回の会議は検討スケジュールにもあるように、10月の開催を予定しており、今回の審議を踏まえ、条例素案についてご審議いただきたいと考えている。

皆様のスケジュールを踏まえて、次回以降の開催日を調整し、改めて通知させていただく。

また、当初スケジュールは8月、9月は、タウンミーティング、パブコメをやり、その意見を反映して、ということで第8回を検討していたが、今後、様々なやり取りの中で、急遽、懇話会の開催等をお願いする可能性もあるかと思っており、その際は、日程調整を改めてさせていただくので、ご協力をお願いしたい。

新川会長

それでは、以上で、第7回懇話会を終了する。

事務局（内海） 熱心なご議論、感謝している。
さきほど、事務局から申し上げたとおり、これから一層活発な議論になるかと思うので、よろしくお願ひしたい。

以上